

一般財団法人和松寿会

CSR 理念及び基本方針

制定 令和3年4月1日

改定 平成5年4月1日

1. CSR の目的（企業の社会的責任）

当機関は、医療機関として本来の目的事業を通して社会に貢献する。また、専門機関としての社会的責任を自覚し、常に法令遵守に留意するとともに、健診の精度とサービスの質の向上に努めることにより企業価値を高め、もって顧客満足度を向上し、かつ、社会公益への貢献度を一層高めるよう継続的に努力していくものである。

労働衛生サービスの提供とは、労働者の安全、健康、幸福を保護および促進し、労働条件と労働環境を改善することを目的として、職場で活動を行うことを意味する。これらのサービスは、個別に、または企業または外部サービスの特別サービス部門の一部として機能する産業保健専門家によって提供される。

労働衛生の実践はより広く、労働衛生サービスによって行われる活動だけで構成されているわけではなく、それは、労働安全衛生の専門家に加えて、企業内外の他の専門家、権限のある当局、雇用者、労働者、およびその代表者が関与する、学際的かつ部門横断的な活動である。このような関与には、職場で十分に開発され、よく調整されたシステムが必要となる。必要なインフラストラクチャは、労働衛生慣行を成功裏に実施し、その体系的な開発と継続的な改善を確保するために必要なすべての管理、組織、および運用システムを含む必要がある。

2. 基本方針（企業の行動範囲）

- (1) 健診サービスの品質向上を図るため、次に掲げる施策を講じ、労働衛生サービス機能評価機構の認証を取得する。
 - ① 健診業務の精度管理向上に向けて一層の取り組みを行う。
 - ② 個人情報の保護対策、リスクマネジメントの実施により、情報のセキュリティと受診者のプライバシー保護の徹底を図る。
- (2) 事業運営にあたっては、法令および全衛連業務実践綱領を遵守し、適正な報酬を得るが営利は目的としない。

- (3) 職員の福祉の充実を図るとともに、個人の能力を最大限に発揮できるよう、時代に即応した人材育成に努める。
- (4) 廃棄物処理を適正に行い、環境保全に努める。

3. 健康診断受診者の権利及び義務

- (1) 受診者の皆様は、一人の人間としての人権・人格を尊重される権利を有します。
- (2) 受診者の皆様は、良質な健康診断を受ける権利を平等・公平に有します。
- (3) 受診者の皆様は、健康診断の受診に当たり、身体の安全を保証される権利を有します。
なお、受診者の皆様は、安全確実な受診のために、現在の身体の状況、治療中の疾病、病歴、薬剤アレルギーの有無等をできる限り正確かつ詳細に医師に伝える義務を有します。
- (4) 受診者の皆様は、健康診断に関する個人情報及びプライバシーが守られる権利を有します。また、受診者の皆様は、検査結果等の情報を知る権利及び検査結果等に係る個人情報の開示を求める権利を有します。
- (5) 受診者の皆様は、医師による健康診断の判定結果に基づき、医療機関を選択し精密検査や治療を受けるかどうかを決定する権利を有します。
- (6) 受診者の皆様は、健康診断の会計並びに費用の説明を受ける権利を有します。
- (7) 受診者の皆様は、健康診断に関して疑問点や問題点がある場合は、苦情を申し立てる権利を有します。